接骨院・整骨院（柔道整復師）を利用される方へ

変更の対象となる事例に該当した場合は

「受領委任払い」から「償還払い」に変更される場合があります

変更の対象となる方には個別にご連絡いたします。

接骨院・整骨院からの療養費の請求には、不適切なものが含まれていることが指摘されています。このため、健康保険組合などの保険者は厚生労働省から適正に療養費を支払うことを求められています。

通常、接骨院・整骨院の施術は「受領委任払い」で、健康保険が使える施術は自己負担分のみを窓口で支払うことで利用できます。しかし、「**償還払いへの変更の対象となる事例**」に該当する場合は、保険者の判断で患者ごとに「償還払い」に変更することができます。償還払いになると、窓口では全額を負担し、後から患者ご自身で保険者に請求する方式になります。

接骨院・整骨院を利用する際は適正な利用を心掛けるとともに、施術内容の確認などの照会については、必ずご回答いただくようにお願いします。繰り返しご連絡しても施術内容の照会にご回答いただけない場合は、「償還払い注意喚起通知」を送付させていただく可能性があります。

償還払い注意喚起通知が送付される場合

下記の「償還払いへの変更の対象となる事例」の特に 1・3・4 につきましては、文書だけによらず、電話または面会により、状況をお聞きする場合があります。

受領委任払い

窓口では自己負担分だけを支払い、接骨院・整骨院が療養費を健康保険組合（保険者）に請求します。

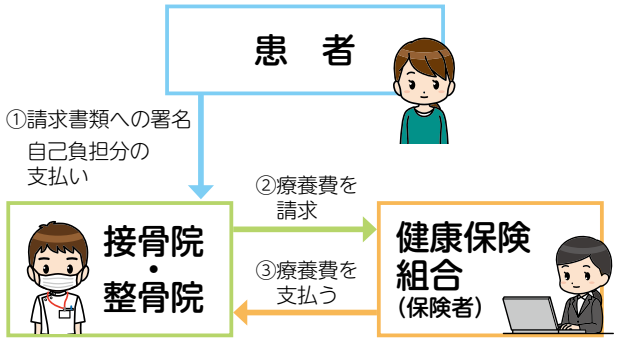

「償還払いへの変更の対象となる事例」に該当

償還払い

窓口では全額を負担し、後から健康保険組合（保険者）に療養費を請求して払い戻しを受けます。

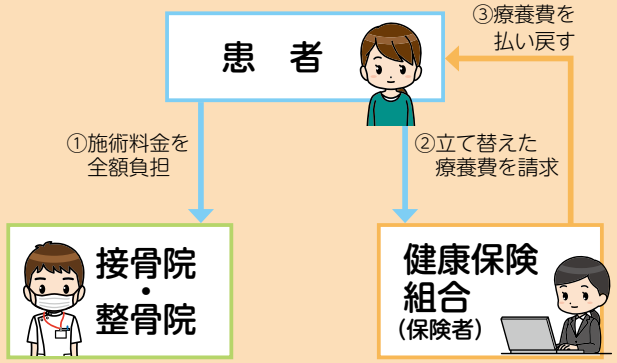

償還払いへの変更の対象となる事例

1. 健康保険組合（保険者）等が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者
2. 複数の施術所（接骨院・整骨院）で同部位の施術を重複して受けている患者
3. 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者
4. 前月までの連続する12ヵ月の間に、通算して８ヵ月以上かつ９部位以上について施術を受けている患者（令和９年１月以降　直近１年間で８ヵ月以上かつ９部位以上のけがの施術を受けている患者）

※自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）および自家施術（柔道整復師による自身の家族、関連施術所の開設者･従業員に対する施術）は、令和８年７月より療養費の支給対象ではなくなりました。